

令和4年第10回
箕面市農業委員会総会会議録

令和4年10月17日（月）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和4年10月17日(月)
午後1時30分から午後2時15分まで

2. 出席委員(12名)

1 番	稲垣	恵一	2 番	神代	繁近	3 番	川上	加津子
4 番	笹川	治久	5 番	長澤	昇	8 番	牧野	弘
11 番	岡沢	聡	15 番	中西	利一	16 番	中村	孝三
17 番	長澤	均	18 番	中井	啓二	21 番	中井	博幸

3. 欠席委員(9名)

6 番	麻生	忠	7 番	中井	徳治	9 番	岸本	信夫
10 番	坂本	豊廣	12 番	尾崎	孝	13 番	稲野	実
14 番	笹川	悦子	19 番	加藤	博一	20 番	野口	康夫

4. 会議録署名委員

3 番	川上	加津子	4 番	笹川	治久
-----	----	-----	-----	----	----

5. 出席事務局職員

事務局長	松政	秀史	室長	佐治	功	室長補佐	松本	雅治
グループ長	竹内	亜衣	主任	辻岡	昌樹		美谷	一哉

6. 議事日程

第50号議案	農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第51号議案	農地法第5条の規定による所有権移転許可の件
第52号議案	相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
第53号議案	相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
第54号議案	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
第55号議案	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
第56号議案	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
第57号議案	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第58号議案	農用地利用集積計画の作成の件
報告第41号	専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報告第42号	専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第43号	専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第44号	農地等状況報告の件

令和4年第10回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- | | |
|-------|--|
| 議 長 | それでは、ただ今から、令和4年第10回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
座らせていただいて、進行させていただきます。
この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。 |
| 事務局 | (希望者はございません。) |
| 議 長 | 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。 |
| 事務局 | 本日は、委員21名中、出席委員は12名です。
従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
加えて、麻生委員、岸本委員、坂本委員、尾崎委員、稲野委員、加藤委員および野口委員の7名から委任状の提出がございます。
なお、中井徳治委員と笹川悦子委員は欠席と伺っています。 |
| 議 長 | それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 |
| 全 委 員 | (異議なし) |
| 議 長 | それでは、3番 川上委員さん、4番 笹川治久委員さんをお願いします。
次に、日程第2、第50号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | ただいま議題となりました第50号議案につきまして、ご説明申し上げます。 |

事務局

ただいま議題となりました第51号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

申請地は、新稲■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■、■■■■
■■氏、職業は■■です。

譲渡人は、■■■■、■■■■氏、転用目的は■■■■、
農地区分は第2種農地です。

なお、この農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから第2種農地となっています。

以上、第51号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、中井徳治委員さんがご欠席ですので、事務局から調査報告の代読をお願いします。

なお、本日、中井徳治委員さんの案件が他にもありますが、以降につきましても、事務局から調査報告の代読をお願いします。

事務局

第51号議案につきまして、調査内容を預かっていますので代読いたします。

申請地は、■■■■の南約■■メートルに位置する農地です。

譲受人の■■■■が、譲渡人の■■■■氏から申請地を譲り受け、■■■■として整備されようとするものです。

譲受人においては、現在、所有している■■■■が手狭になってきたことから、市街化区域において土地を探したものの、最適な場所がなかったため、申請地を選定されました。

周辺の状況は、北側が■■■■、東側は■■■■、西側及び南側は■■■■となっておりますが、雨水は自然浸透及び東側道路の雨水管に流すことから、転用による周囲の農業経営への影響はなく問題ないものと思われます。

なお、排水工事については箕面市と協議のうえ行われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に、許可書を交付いたします。

次に、日程第４、第５２号議案及び日程第５第５３号議案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件となります。

それでは、日程第4、第52号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第52号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料5ページからでございます。

被相続人は、[REDACTED]、[REDACTED]氏、所有面積は[REDACTED]平方メートルです。

相続人の住所は被相続人と同一で、 氏、職業は 、生年月日は
 、相続開始年月日は、 、適用面積は
 平方メートル、被相続人との続柄は です。

適用農地につきましては、粟生間谷[REDACTED]、地目は台帳、現況とも[REDACTED]、他[REDACTED]筆 合計[REDACTED]筆の生産緑地です。

以上、第52号議案のご説明といたします。

本件につきまして、長澤均委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

第52号議案につきまして調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]の北東へ[]をはさんで約[]メートルに位置する[]筆の農地です。

申請人の[]氏は、[]に、所有者であつた[]、[]
[]氏を亡くされ、このたび、相続された農地について、引き続き農業経営を
されることから申請されるものです。

〇氏は、従前から家族とともに農業経営に携わってこられ、耕作に必要な農機具も完備されていることから、今後も農業経営に努められるものと思います。

なお、これからも耕作する旨の誓約書も提出されておられますので、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行には、問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
 ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。
 次に、日程第5、第53号議案を議題といたします。
 本件につきまして事務局の説明を求めます。
 なお、本件は、中井徳治委員さんの案件ですので、事務局から調査報告をお願いします。

事 務 局 ただいま議題となりました第53号議案につきまして、ご説明申し上げます。
 議案書2ページ、参考資料7ページからでございます。
 被相続人は、[]氏、所有面積は[]平方メートルです。
 相続人の住所は被相続人と同一で、[]氏、職業は、[]、生年月日は[]、相続開始年月日は、[]、適用面積は[]平方メートル、被相続人との続柄は[]です。
 適用農地につきましては、桜[]、地目は台帳[]、現況[]他[]筆、合計[]筆の生産緑地です。
 以上、第53号議案のご説明といたします。
 引き続き調査内容を預かっていますので代読いたします。
 申請地は、[]の[]交差点から南西へ約[]メートル行ったところにある[]筆の農地です。
 申請人の[]氏は、[]に、所有者であった[]、[]氏を亡くされ、このたび、相続された農地について、引き続き農業経営をされることから申請されるものです。
 []氏は、従前から家族とともに農業経営に携わってこられ、耕作に必要な農機具も完備されていることから、今後も農業経営に努められるものと思います。
 なお、これからも耕作する旨の誓約書も提出されておられますので、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行には、問題ないものと思います。
 以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

笹川治久委員

適用農地の内訳について伺います。

■■■■の面積の内、内訳との表現で■■■■平方メートルは生産緑地でないということは、適用農地に含まれているのですか。

含まれているのなら、適用農地の面積の表現がおかしいと思いますが。

事務局

公簿面積である■■■■㎡に含まれていますが、適用農地には含まれていません。

申請書の表現をそのまま明示しましたので、今後、適用面積の表現につきましては、分かりやすい表現に調整したいと思います。

笹川治久委員

よろしくお願いします。

議 長

他にご意見等はありませんか。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第6、第54号議案から日程第8、第56号議案は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件となります。

それでは、日程第6、第54号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第54号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料9ページからでございます。

利用状況の確認の対象者は、■■■■氏です。

特例農地等の明細は、石丸■■■■、地目は、申告時・現在ともに■■■■、面積は申告時・現在ともに、■■■■平方メートル他■■■■筆、合計■■■■筆です。

利用状況の区分は、自ら所有し、自ら農地として使用しているで、具体的状況は■■■■、転用している場合の届出・許可の有無等は非該当です。

以上、第54号議案のご説明とさせていただきます。

議 長

本件につきまして、中村委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中村委員

第54号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

本件は、平成14年に相続税の納税猶予の適用を受けられ、20年を経過したことから、免除が確定する最終確認になります。

所在地は、[]の南西にある農地と、[]の西約[]メートルに位置する調整区域の[]筆の農地で、相続人は、[]にお住まいの[]氏です。

現在、[]をされておられ、自ら所有し農地として使用していると認められます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり承認し、その旨、豊能税務署長あて回答いたします。

次に、日程第7、第55号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

なお、本件は、中井徳治委員さんの案件ですので、事務局から調査報告をお願いします。

事 務 局

ただいま議題となりました第55号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料11ページからでございます。

利用状況の確認の対象者は、[]氏です。

特例農地等の明細は、新稲[]、地目は、申告時・現在ともに[]、面積は申告時・現在ともに、[]平方メートル他[]筆、合計[]筆です。

利用状況の区分は、自ら所有し、自ら農地として使用しているで、具体的状況は[]、転用している場合の届出・許可の有無等は非該当です。

以上、第55号議案のご説明とさせていただきます。

引き続き調査内容を預かっていますので代読いたします。

本件は、平成14年に相続税の納税猶予の適用を受けられ、20年を経過したことから、免除が確定する最終確認になります。

所在地は、新稲[]にかけて点在する[]筆の調整区域の農地です。

相続人は、[]にお住まいの[]氏で、現在、[]などを栽培されており、自ら所有し農地として使用していると認められます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり承認し、その旨、豊能税務署長あて回答いたします。

次に、日程第8、第56号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

なお、本件は、中井徳治委員さんの案件ですので、事務局から調査報告をお願いします。

事 務 局

ただいま議題となりました第56号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書6ページ、参考資料13ページからでございます。

利用状況の確認の対象者は、[]氏です。

特例農地等の明細は、新稲[]、地目は、申告時[]、現在[]、面積は申告時・現在ともに、[]平方メートル他[]筆、合計[]筆です。

利用状況の区分は、自ら所有し、自ら農地として使用している。で、具体的状況は[]、転用している場合の届出・許可の有無等は非該当です。

以上、第56号議案のご説明とさせていただきます。

引き続き調査内容を預かっていますので代読いたします。

本件は、平成14年に相続税の納税猶予の適用を受けられ、20年を経過したことから、免除が確定する最終確認になります。

所在地は、新稲[]にかけて点在する[]筆の調整区域の農地です。

相続人は、■■■■にお住まいの■■■■氏で、現在、■■■■などを栽培されており、自ら所有し農地として使用していると認められます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり承認し、その旨、豊能税務署長あて回答いたします。

次に、日程第9、第57号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

なお、本件は、中井徳治委員さんの案件ですので、事務局から調査報告をお願いします。

事 務 局

ただいま議題となりました第57号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書7ページ、参考資料15ページからでございます。

買取り申出する土地は、桜■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■、面積は■■■■平方メートルです。

主たる従事者は、■■■■氏、申出人は、■■■■、■■■■氏で、申出をする者との関係は■■で、申出事由は■■、申出事由が生じた日は、■■■■でございます。

以上、第57号議案のご説明といたします。

引き続き調査内容を預かっていますので代読いたします。

申請地は、■■■■から北東約■■■■メートルに位置する農地です。

申出人の■■■■氏は、■■■■にこの生産緑地を耕作されていた■■■■氏を亡くされ、この度、買取り申し出のために、農業の主たる従事者についての証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や周囲への聞き取りなどから、以前は家族とともに■■■■氏本人が、主として耕作をされていたことを確認しましたので、証明書の発行には問題ないものと思われます。

議 長

以上で、調査内容の報告を終わります。

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第10、第58号議案農用地利用集積計画の作成の件を議題いたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第58号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書8ページ、参考資料17ページからでございます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の決定を求められたものです。

申請地は、外院■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートルです。

借り手は、■■■■、■■■■氏、職業は■■■■です。

貸し手は、■■■■、■■■■氏、設定する利用権の種類は使用貸借権(解除条件付)、設定期間は、令和4年11月1日から令和7年9月30日までです。

以上、第58号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中西委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中西委員

第58号案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■から北に約■■メートルのところにある農地です。

貸し手は、■■■■氏で、現在、申請地におきましては、借り手の■■■■氏が耕作しています。

この度、期間満了を迎えるにあたり、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、改めて利用権設定を行うものです。

■■■■氏におかれましては、主に■■■■を栽培されており、これまでもしっかりと

耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作をされるものと思われます。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に報告案件に移ります。

報告第41号から報告第43号の3件の質疑につきましては、後ほど、一括して行います。

それでは、日程第11、報告第41号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第41号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書8ページ、参考資料19ページからでございます。

届出地の所在は、彩都栗生南■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■、面積は■■■■平方メートル他■■筆、合計■■筆で面積の合計は■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■、■■■■氏、職業は■■■■、転用目的は■■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年9月20日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第41号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、長澤昇委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

長澤昇委員

報告第41号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]から西に約 []メートル行ったところにある農地です。

届出人の []氏が、[]を建設するため4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、南側は []、東側、西側、北側は []となっており、汚水は公共下水道に接続、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第12、報告第42号及び日程第13、報告第43号は、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理となります。

それでは、日程第12、報告第42号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第42号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書8ページ、参考資料は19ページからでございます。

届出地の所在は、彩都栗生南 []、地目は、台帳、現況ともに []、面積は []平方メートル他 []筆、合計 []筆で面積の合計は []平方メートルです。

譲受人は、 []、 []
[]氏、職業は []です。

譲渡人は、 []氏、転用目的は []
[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年9月20日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第42号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、長澤昇委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

長澤昇委員

報告第42号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、 []から西に約 []メートル行ったところにある農地です。

譲渡人は、 []氏で、譲受人の []が、 []
を整備するため、所有権を移転するものです。

周辺につきましては、北側及び南側は■■■■、西側及び東側は■■■■となっております、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第13、報告第43号を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

なお、本件は、中井徳治委員さんの案件ですので、事務局から調査報告をお願いします。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第43号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書9ページ、参考資料は21ページからでございます。

届出地の所在は、桜■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■■ 面積は■■■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■
氏、職業は■■■■です。

譲渡人は、■■■■、■■■■氏、転用目的は■■■■及び■■■■となっております。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年9月27日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第43号のご説明といたします。

引き続き調査内容を預かっていますので代読いたします。

届出地は、■■■■から南西に約■■■■メートル行ったところにある農地です。

譲渡人は、■■■■氏で、譲受人の■■■■が■■■■及び■■■■
■■■■を整備するため、所有権を移転するものです。

周辺につきましては、北側、東側及び西側は■■■■、南側は■■■■となっております、周囲に農地はなく、影響はないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

それでは、ただいま報告のありました3件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

長澤均委員

報告第42号の参考図面では、現況の写真が■■■■が無く雑種地に見えるのですが、雑種地にされなかった理由はありますか。

事務局 以前は、[]をされていましたが、現況は[]はないものの、耕作できる農地の状況ですので、[]と判断しています。

長澤均委員 分かりました。

議長 他にご意見等はありませんか。
ないようでございますので、次に、日程第14、報告第44号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

事務局から連絡事項はございますか。

事務局 (肥料高騰に対する支援制度について・大阪府農業委員会大会について・次回日程について連絡)

議長 これをもちまして令和4年第10回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時15分)

上記は、令和4年第10回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議長 稲垣 恵一 []

署名委員 川上 加津子 []

署名委員 世川 治久 []